

## 新型コロナウイルス感染症関連 滋賀県営住宅の一時入居者募集要領

### 1 申込資格

次の要件を満たす方

- (1) 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等により、現に住居している住居から退去を余儀なくされる者またはその同居親族に該当することが客観的に証明される者であること。
- (2) 滋賀県内に住所または離職前の勤務場所があること。
- (3) 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）で求職相談・あっせんを受けていること。
- (4) 申請者（同居者を含む）が暴力団員でないこと。

### 2 入居期間

原則として6ヶ月以内、ただし事情を勘案し、更新により最長1年間まで入居可能。

### 3 提供する県営住宅の内容

- (1) 提供戸数 別添のとおり
- (2) 使用料等
  - ・使用料については、県営住宅の入居者の家賃に相当する額とします。
  - ・敷金、連帯保証人は不要です。
  - ・共益費、光熱水費等は入居者の負担となります。
  - ・ガス、水道、電気は入居者により契約していただくことになります。
  - ・駐車場がある団地について、駐車場を使用する場合は、駐車場使用料を負担いただきます。
  - ・浴槽設備のない住宅もあります。
  - ・ガスコンロ、照明器具は入居者設置となります。
  - ・入居する住宅は、決定後は変更できません。

### 4 申込方法

- (1) まずは電話にてお問い合わせください。団地の希望や入居要件等を確認させていただきます。
- (2) 必要書類を揃えてください。

- (3) 申請の受付は、電話により5月13日(水)から開始します。必要書類が揃った後に、電話で希望される団地の住宅の空き状況を確認いただいてから、速やかに申請書を郵送して下さい。なお、住宅の決定は、電話による受付順で行います。

## 5 必要書類

(1) 次の書類を郵送により提出してください。

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 解雇通知および寮・社宅からの退去通知等の写し
- ③ 住民票記載事項証明書等入居者全員の住所を確認できる書類
- ④ 雇用保険受給資格者証またはハローワーク受付票の写し
- ⑤ 収入申告書
- ⑥ 入居者全員の所得を証明する書類
- ⑦ 申立書
- ⑧ 誓約書

(2) (1) の①⑤⑦⑧については、次により配布します。

- ・ 県ホームページからのダウンロード
- ・ 県住宅課および各土木事務所の窓口
- ・ 郵送（必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封し、6あてに郵送して下さい。）

## 6 お問い合わせ・申込先

滋賀県土木交通部住宅課 公営住宅管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話 077-528-4234 (直通)

(平日の8時30分から17時15分まで)